

(議提議案第4号)

平成26年6月25日

議長 森 新一 様

提 出 者	議 員	松 本 富 男
〃	〃	松 岡 兵 衛
〃	〃	須 永 宣 延
〃	〃	関 口 弥 生
〃	〃	新 井 清 次
〃	〃	野 澤 久 夫
〃	〃	大 山 美 智 子
〃	〃	黒 澤 三 千 夫

議案提出について

平成26年第2回市議会定例会（6月25日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第4号] 民法の改正による個人保証の原則的廃止を求める意見書

[理由] 民法の改正にあたり、個人保証を原則として廃止するとともに、保証人保護制度の新設を求めるため

民法の改正による個人保証の原則的廃止を求める意見書

親類や知人から保証人となることを依頼された場合、人間関係などを気にかけ、断りにくいことが多い。そのため、現在も、保証人となったために破産や自殺に至るなど多数の被害が生じている。

個人保証被害の発生を防止するためには、個人保証制度を原則として廃止することが必要である。また、個人保証制度が例外的に許容される場合でも、被害の拡大を防ぐための制度を設けることが望ましい。

よって、国においては、法制審議会民法部会において検討されている民法の改正にあたり、下記の事項を実現するよう求める。

記

- 1 個人保証を原則として廃止すること。
- 2 例外として、個人保証が許容される場合であっても、次に指摘する保証人保護制度を設けること。
 - ア 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法第465条の2から第465条の5まで）を個人が保証人となる場合の全ての根保証契約に及ぼすこと。
 - イ 債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務違反をした場合には、保証人は保証契約を取り消せること。
 - ウ 債権者は、保証契約締結後、保証人に対し、主たる債務者の遅延情報を通知する義務を負うこと。
 - エ 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

熊谷市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
法務大臣 様
内閣官房長官 様